

平成二年五月二十九日(火曜日)
午後三時十六分開会

第一条 この法律は、公布の日平成二年四月一日から施行

—

第一二二四号 平成二年五月十一日受理

請願者 大阪府松原市東新町四ノ一〇ノ七
西康信 外千八百四十六名
紹介議員 櫻井 規順君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第一二二五号 平成二年五月十一日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 北海道旭川市末広東一条九丁目
安田雅夫 外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第六五四号と同じである。

第一二二六号 平成二年五月十一日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 徳島県小松島市小松島町房が浜七
四 筒井宏次
紹介議員 松浦 孝治君
この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第一二二八号 平成二年五月十一日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市小矢部一ノ一二
ノ一一 渡辺由雄
紹介議員 石渡 清元君
この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第一一三〇号 平成二年五月十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 東京都府中市是政五ノ一九ノ一
二ノ一六 飯田泰子
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一三二号 平成二年五月十一日受理
国民医療改善に関する請願(二十通)
請願者 熊本市東町四ノ一九北住宅一六ノ
一三 長友博行 外百七十七名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第一一三六号 平成二年五月十四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)
請願者 東京都北区田端三ノ二四ノ一三
松本とも子 外一名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一三七号 平成二年五月十四日受理
国民医療改善に関する請願(二十通)
請願者 熊本市龍田町上立田二五ノ六 中
村紀士人 外百十七名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第一一三八号 平成二年五月十四日受理
看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願
請願者 東京都新宿区井天町九八ハイツ石
川三〇一 峰野美智子 外九十九
名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第一一四一号 平成二年五月十四日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 千葉県松戸市八ヶ崎四一四 友野
弘之 外百四十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第一一四三号 平成二年五月十四日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 岐阜市鏡島一、一二五ノ一八 浅
野忠夫 外九百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一四五号 平成二年五月十四日受理
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 北海道旭川市東光九条六丁目 難
波由紀子 外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第六五四号と同じである。

第一一四六号 平成二年五月十四日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 埼玉県岩槻市浮谷一九七ノ七 境
川真美 外九百九十九名
紹介議員 栗森 喬君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一四七号 平成二年五月十四日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 川崎市多摩区三田三ノ八ノ四 金
子栄
紹介議員 石渡 清元君
この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第一一四八号 平成二年五月十四日受理
療術の制度化促進に関する請願(四通)
請願者 千葉県茂原市早野二、九六〇ノ一
高橋英男 外三名
紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第一一四九号 平成二年五月十四日受理
重度戦傷病者との養護に関する請願
請願者 山梨県都留市古川渡八四七 藤本
清
紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第八三三三号と同じである。

第一一五二号 平成二年五月十四日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 東京都大田区南馬込四ノ一〇ノ四
ノ一〇九 佐々木祐子 外九百九
十九名
紹介議員 高井 和伸君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一五六号 平成二年五月十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 千葉県柏市中新宿二ノ一一ノ六
伊達恵子
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一五七号 平成二年五月十五日受理
国民医療改善に関する請願(二十通)
請願者 熊本市小町一、二三八ノ三 浦
島龜雄 外百十九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第一一五八号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願(二通)
請願者 山形県南陽市宮内二、九五〇ノ一
六 八 欽今朝一 外千九百九十九
名
紹介議員 西川 潔君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一六〇号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 神戸市灘区篠原南町七ノ五ノ二
森脇薫 外九百九十九名
紹介議員 乾 晴美君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一六一号 平成二年五月十五日受理
看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願
請願者 埼玉県三郷市彦成三ノ一二ノ七ノ
二〇六 斎藤とし子 外九十九名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第一一六二号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願(三通)
請願者 東京都八王子市大和田町五ノ三四
ノ六ノ二〇一 村田浩美 外二千
九百九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一六四号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 新潟市海辺町一ノ三、七九二 土
岐肇芳 外九百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一六五号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 大阪市東成区大今里三ノ八ノ九
山田敏男 外九百九十九名

紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一六六号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願(三通)
請願者 広島市南区東雲本町一ノ七ノ一三
松村英子 外二千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一六七号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 名古屋南区菊住二ノ一四ノ一七
平野繁 外九百九十九名

紹介議員 井上 哲夫君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一六九号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願

請願者 愛知県半田市成岩東町四〇 青木
正恵 外九百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一七〇号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 佐賀県鳥栖市儀徳町二、八〇四ノ
四 深野恵美子 外九百九十九名

紹介議員 池田 治君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一七一号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市長法寺町五八七
寄之伸 外九百九十九名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一七四号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願(二通)
請願者 三重県津市片田新町三〇ノ八
田共充 外九百九十九名

紹介議員 今泉 隆雄君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一七五号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 三重県一志郡嬉野町須賀領九
本利治 外九百九十九名

紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一七七号 平成二年五月十五日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 埼玉県鴻巣市逆川二ノ一ノ二六
柴崎文枝 外三名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第一一七八号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 三重県久居市二ノ町一、七六一
富永叶子 外九百九十九名

紹介議員 新坂 一雄君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一八〇号 平成二年五月十五日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市本町一ノ一〇ノ一
〇 吉澤勇

紹介議員 石渡 清元君
この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第一一八一号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願(六通)
請願者 新潟県長岡市村松町二、〇六九
金子一 外五千九百九十九名

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一八二号 平成二年五月十五日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)
請願者 秋田市南通亀ノ町一〇ノ三五 大
庭千代實 外一名

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第一一八三号 平成二年五月十五日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 愛媛県大洲市脇川橋通長成療院内
社団法人愛媛療術師協会会長
山本宗明

紹介議員 仲川 幸男君
この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第一一八五号 平成二年五月十五日受理
保健婦助産婦看護婦法の改正に関する請願

請願者 秋田市広面字釣瓶町一〇〇ノ二
久保静江 外二万九名
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一八六号 平成二年五月十五日受理
肝炎の予防と治療対策及び医療費公費負担の拡充
に関する請願
請願者 秋田県仙北郡角館町西勝楽町六七
山口則子 外五百八十三名

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第七四七号と同じである。

第一一八七号 平成二年五月十五日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
岸登 外五千四百六十名

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第一一八八号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 京都市右京区太秦多藪町一四ノ五
サンヴェール太藪七二六 西垣利
昭 外九百九十九名

紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一八九号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 香川県綾歌郡綾歌町栗東五〇八
ノ四 松下皓郎 外九百九十九名

紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一九〇号 平成二年五月十五日受理
重度身体障害者無年金者の救済措置に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五 小森一昭

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一一九二号 平成二年五月十五日受理
脊(せき) 髄神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第一一九三号 平成二年五月十五日受理
労働災害被災者の終身保養所設置に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一一九四号 平成二年五月十五日受理
労働災害被災者の遺族補償制度に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一一九五号 平成二年五月十五日受理
労働者災害補償保険法の改善に関する請願
請願者 秋田市旭北栄町一ノ五 小森一昭
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一一九七号 平成二年五月十五日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 北海道旭川市末広東二条九丁目
熊崎清志 外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第六五四号と同じである。

第一一九八号 平成二年五月十五日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 北海道江別市文京台南町五三ノ一
八 佐藤広志 外九十九名
紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一一九九号 平成二年五月十六日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 福岡県浮羽郡浮羽町大字山北六八
〇ノ四 白石孝博 外九百九十九名
紹介議員 星川 保松君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第二二〇号 平成二年五月十六日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 兵庫県加西市山枝町三七五ノ三七
金井武男 外九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第二二〇一号 平成二年五月十六日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市口田中一ノ一六〇一
二 第二光荘 小野百合子 外十四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二〇二号 平成二年五月十六日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願(五通)
請願者 名古屋市中村区鳥森町四ノ八〇
鬼頭恵津子 外四千九百九十九名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第二二〇六号 平成二年五月十六日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 東京都青梅市西分町一ノ一一一
五 福島政与
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二〇七号 平成二年五月十六日受理
国民医療改善に関する請願(二十通)
請願者 熊本市御幸笛田町一、五五七ノ五
三 福田国光 外百十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二〇八号 平成二年五月十六日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 東京都文京区本駒込一ノ一一一
〇 山田誠 外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第二二〇九号 平成二年五月十六日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 北海道旭川市忠和七条六丁目 神
田耕治 外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第六五四号と同じである。

第二二一〇号 平成二年五月十六日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 札幌市白石区本郷通六丁目北五ノ
二四 日浦雅明 外九百九十九名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第二二一一号 平成二年五月十六日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
(二通)
請願者 東京都青梅市吹上三六ノ八 福田
均 外千六十九名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第二二一二号 平成二年五月十六日受理
重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とそ
の介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置
に関する請願
請願者 東京都板橋区大山金井町四ノ三
井出二三子
紹介議員 竹村 泰子君
重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とそ
の介護者の家族が同居可能な社会福祉施設を設
置されたい。

理由
(一) 現行の老人ホームでは有料、無料を問わず、
両親が力尽きて老人ホームに入ろうとするとき、
その年齢に至らない重度心身障害者の寝たきりの
彼らは、両親より引き離され、重度障害者の施設
に入らなければならない。つまり、その一家は離
散、家庭崩壊の結末を迎える。人生の終えんを迎
えようとするとき、一番支えてほしい家族の強い
きずなを、行政のシステムの中で無情にも断ち切
られる結果が生じる。このことは、寝たきり老人
とその介護者にとっても同じように言える。(二)
重度心身障害者及び寝たきり老人は、完全なる消
費生活を送る人々である。現行の社会福祉行政の
中では、人命尊重のため、収容し天寿を全うさせ
ればよい、ただそれだけと受け止められる。訴え
る手段一つ持てない寝たきりの彼らには、人間が
人間らしく喜怒哀楽を願うこともできず、眼前に
迫る運命の歯車に巻き込まれ、押しつぶされても
抗議することもできない。(三) 重度心身障害者
も、寝たきり老人も、心を持った人間である。生
涯、消費生活を人様の援助でしなければならぬ
その人々も、家族の支えあつてこそ生き抜け、彼
らなりに人間の心に愛を無言で訴えかけ、彼らに
り社会への貢献をしている。(四) 現在、障害者
を抱えた両親及び寝たきり老人の介護者の共通の
悩みは、自身の老いと健康とが障害者を支えきれ
なくなつてきているということである。しかし、
人間として家族として、自らの終えんの日のその
ときまで、障害者の心の支えとなり代弁者にはな
れる。ゆえに、重度心身障害者とその両親、寝たき
り老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉
施設の設置を実現すべきである。

第一二二五号 平成二年五月十六日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 茨城県西茨城郡友部町鯉淵六、二
五六ノ一一 塚越三知男 外百四
十五名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第一二二八号 平成二年五月十六日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 三重県一志郡一志町高野五六五ノ
四 斎藤宗幸 外九百九十九名

紹介議員 磯村 修君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一二二二号 平成二年五月十六日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 横浜市神奈川区白楽三二 柳沢堅
太郎

紹介議員 石渡 清元君
この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第一二二二二号 平成二年五月十六日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 山形県南陽市赤湯三五六ノ五五
稲垣洋志 外九百九十九名

紹介議員 大浜 方栄君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一二二三三号 平成二年五月十六日受理
療術の制度化促進に関する請願(五通)
請願者 熊本市国府本町六ノ七 下田翼
外四名

紹介議員 守住 有信君
この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第一二二四号 平成二年五月十六日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願

請願者 京都市左京区上高野東田町一五ノ
二一 川東長邦 外九百九十九名
紹介議員 笹野 貞子君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一二二八号 平成二年五月十七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 東京都青梅市長淵四ノ一、三七四
中村佐久

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一二二九号 平成二年五月十七日受理
国民医療改善に関する請願(二十通)
請願者 熊本市上高橋町四四七 中村三男
外百十九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一二三〇号 平成二年五月十七日受理
看護職員の大増員と労働・生活条件改善に關する請願
請願者 東京都足立区弘道二ノ二一ノ一五
ノ一八 岩城一郎 外九十九名

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第一二二二二号 平成二年五月十七日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡巻町一區二四ノ三
阿部茂 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一二二四号 平成二年五月十七日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 神戸市灘区岸地通一ノ六一 西岡
信子 外九百九十九名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。
第一二三三三三号 平成二年五月十七日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 愛知県岡崎市福岡町荒巻一四ノ
六 安野弘己 外五千九百九十九
名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一二三三六号 平成二年五月十七日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 埼玉県新座市東一ノ七ノ三三 細
谷盛男 外九百九十九名

紹介議員 村馬 孝且君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一二三三七号 平成二年五月十七日受理
国立腎(じん)センター設立に関する請願
請願者 大阪府交野市私市二ノ二〇ノ三
梶山登史雄

紹介議員 梶山 昭範君
この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

第一二三三八号 平成二年五月十七日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 札幌市北区拓北六条三ノ一ノ二二
阿部知之 外九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一二三三九号 平成二年五月十七日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 北海道旭川市末広三条六丁目 横
山秀夫 外九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第六五四号と同じである。

第一二四〇号 平成二年五月十七日受理

骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 新潟県三条市上須頃八五七ノ二
金安隆作 外二千九百九十九名
紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一二四九号 平成二年五月十七日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 三重県津市大字垂水一、二三〇ノ
一 宮本実 外九百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第二二五〇号 平成二年五月十七日受理
中国残留婦人の援護に関する請願
請願者 山口県下関市後田町二ノ五ノ一
岡村悦男 外九百九十九名

紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第九八二号と同じである。

第二二五一号 平成二年五月十七日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 神戸市西区玉津町新方一ノ二八
植山義裕 外九百九十九名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第二二五三三号 平成二年五月十七日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 青森市栄町二ノ一ノ七 太田き
よ 外九百九十九名

紹介議員 針生 雄吉君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第二二五四号 平成二年五月十七日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 横浜市中区石川町三ノ一〇四ノ四
林貞利

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二二五号 平成二年五月十七日受理
重度戦傷病者とその援護に関する請願
請願者 札幌市中央区北一条東一〇ノ一五
大湊清次 外一名

紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。

五月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

一、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

（労働者災害補償保険法の一部改正）
第一条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「確定した日」の下に「（以下「算定事由発生日」という。）を加え、同条第三項を削る。

第八条の二第二項中「前条に定めるもののほか、この条に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 算定事由発生日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度の七月以前の分として支給する年金たる保険給付については、前条の規定により給付基礎日額として算定した額を年金給付基礎日額とする。

二 算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後の分として支給する年金たる保険給付については、前条の規定により給付

基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）の平均給与額（労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この号及び第十六条の六第二項において同じ。）を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

第八条の二第二項中「該当するときは」の下に「前項の規定にかかわらず」を加え、同項第一号中「前条の規定により給付基礎日額」を「前項の規定により年金給付基礎日額」に、「保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に属する」を「年度の」に、「保険年度の前の保険年度に属する」を「年度の前年度の」に改め、同項第二号中「前条の規定により給付基礎日額」を「前項により年金給付基礎日額」に改める。

第八条の三を第八条の五とし、第八条の二の次に次の二条を加える。

第八条の三 前条第一項の規定は、障害補償一時金若しくは遺族補償一時金又は障害一時金を用いる給付基礎日額について準用する。この場合において、同項中「の分として支給する」とあるのは「に支給すべき事由が生じた」と、「支給すべき月」とあるのは「支給すべき事由が生じた月」と読み替えるものとする。

第八条の四 給付基礎日額に二円未満の端数があるときは、これを二円に切り上げるものとする。

第十六条の六第二号中「前号の場合に支給される」を「当該権利が消滅した日において前号に掲げる場合に該当することとなるものとした

ときに支給されることとなる」に改め、同条に次の一項を加える。

前項第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額を計算する場合には、同号に規定する権利が消滅した日の属する年度（当該権利が消滅した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。）の七月以前の分として支給された遺族補償年金の額については、その現に支給された額に当該権利が消滅した日の属する年度の前年度の平均給与額を当該遺族補償年金の支給の対象とされた月の属する年度の前年度（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）の平均給与額で除して得た率を基準として労働大臣が定める率を乗じて得た額により算定するものとする。

第五十八条第一項の表以外の部分を次のように改める。

政府は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額（当該障害補償年金のうち当該死亡した日の属する年度（当該死亡した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。）の七月以前の分として支給された障害補償年金にあつては、労働省令で定めるところにより第十六条の六第二項の規定の例により算定して得た額）及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額（当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の七月以前に生じたものである場合にあつては、労働省令で定めるところにより同項の規定による遺族補償年金の額の算定の方法に準じて算定して得た額）の合計額が次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該死亡した日が算定事由発生日の

属する年度の翌々年度の八月一日以後の日である場合にあつては、労働省令で定めるところにより第八条の三において準用する第八条の二第一項の規定の例により算定して得た額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額）に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

第五十八条第四項中「第十六条の六第二号」を「第十六条の六第一項第二号」に改める。

第五十九条第二項中「に掲げる額」の下に「（算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後に前項の請求があつた場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金を障害補償一時金とみなして第八条の三の規定を適用したときに得られる給付基礎日額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額）を加え、同条第六項中「次条第六項」を「次条第七項」に改める。

第六十条第二項中「給付基礎日額」の下に「（算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後に前項の請求があつた場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金を遺族補償一時金とみなして第八条の三の規定を適用したときに得られる給付基礎日額に相当する額）」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

遺族補償年金前払一時金が支給された場合における第十六条の六の規定の適用については、同条第一項第二号中「遺族補償年金の額」とあるのは、「遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額（当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度（当該権利が消滅した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度）の七月以前に生じたものである場合にあつては、労働省令で定めるところにより次項の規定による遺族補償年金の額の算定の方法に準じて算定して得た額）」とする。

第六十一条第一項を次のように改める。

政府は、自分の間、障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害年金の額（当該障害年金のうち当該死亡した日の属する年度（当該死亡した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度以下この項において同じ。）の七月以前の分として支給された障害年金にあつては、労働省令で定めるところにより第十六条の六第二項の規定の例により算定して得た額）及び当該障害年金に係る障害年金前払一時金の額（当該障害年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の七月以前に生じたものである場合にあつては、労働省令で定めるところにより同項の規定による遺族補償年金の額の算定の方法に準じ算定して得た額）の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該死亡した日が算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月一日以後の日である場合にあつては、労働省令で定めるところにより第八條の三において準用する第八條の二第一項の規定の例により算定して得た額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額）に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害年金差額一時金を支給する。

第六十三条第三項中「第六十条第三項、第四項及び第六項」を「第六十条第三項から第五項まで及び第七項」に、「同条第六項」を「同条第四項中「第十六条の六」とあるのは「第二十二條の四第三項の規定により読み替えられた第十六条の六」と、「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族年金の額」と、同条第七項」に改める。

第六十四条から第六十六条までを削る。

第六十七條第二項第二号中「第十六条の六第二号」を「第十六条の六第一項第一号」に改め、

「第十六条の六第二号」を「第十六条の六第一項第二号」に改める。

同条を第六十四條とする。

別表第二遺族補償一時金の項中「第十六条の六第一号」を「第十六条の六第一項第一号」に、「第十六条の六第二号」を「第十六条の六第一項第二号」に改める。

第二条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第八條の五を第八條の六とし、第八條の四を第八條の五とし、第八條の三を第八條の四とする。

第八條の二第一項中「前条」を「第八條」に改め、同条第二項を次のように改める。

前条第二項から第四項までの規定は、年金給付基礎日額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「休業補償給付等」とあるのは「年金たる保険給付」と、「支給すべき事由が生じた日」とあるのは「支給すべき月」と、「四半期の初日（次号）」とあるのは「年度の八月一日（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、当該年度の前年度の八月一日。以下この項」と、「年齢」とあるのは「年齢（遺族補償年金又は遺族年金を支給すべき場合にあつては、当該支給をすべき事由に係る労働者の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該労働者の基準日における年齢。次号において同じ。）」と、同項第二号中「休業補償給付等」とあるのは「年金たる保険給付」と読み替へるものとする。

第八條の二第三項及び第四項を削り、同条を第八條の三とする。

第八條の次に次の一条を加える。

第八條の二 休業補償給付又は休業給付（以下この条において「休業補償給付等」という。）の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下この条において「休業給付基礎日額」という。）については、次に定めるところによる。

一 次号に規定する休業補償給付等以外の休業補償給付等については、前条の規定により給付基礎日額として算定した額を休業給付基礎日額とする。

二 一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下この条において「四半期」という。）ごとの平均給与額（労働者において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の一箇月平均額をいう。以下この号において同じ。）が、算定事由発生日の属する四半期（この号の規定により算定した額（以下この号において「改定日額」という。）を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、当該改定日額を休業補償給付等の額の算定の基礎として用いるべき最初の四半期の前々四半期）の平均給与額の百分の百十を超え、又は百分の九十を下るに至つた場合において、その上昇し、又は低下するに至つた四半期の翌々四半期に属する最初の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償給付等については、その上昇し、又は低下した比率を基準として労働大臣が定める率を前条の規定により給付基礎日額として算定した額（改定日額を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、当該改定日額）に乘じて得た額を休業給付基礎日額とする。

休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して一年六箇月を経過した日以後の日である場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を休業給付基礎日額とする。

一 前項の規定により休業給付基礎日額として算定した額が、労働省令で定める年齢階層（以下この条において単に「年齢階層」という。）ごとに休業給付基礎日額の最低限度額として労働大臣が定める額のうち、当該休業補償給付等を受けるべき労働者の当該休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日の属する四半期の初日（次号において「基準日」という。）における年齢の属する年齢階層に係る額に満たない場合、当該年齢階層に係る額

前項第一号の労働大臣が定める額は、毎年、年齢階層ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年齢階層に属するすべての労働者を、その受けている一月当たりの賃金の額（以下この項において「賃金月額」という。）の高低に従い、二十の階層に区分し、その区分された階層のうち最も低い賃金月額に係る階層に属する労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを基礎とし、労働者の年齢階層別の就業状態その他の事情を考慮して定めるものとする。

前項の規定は、第二項第二号の労働大臣が定める額について準用する。この場合において、前項中「最も低い賃金月額に係る」とあるのは、「最も高い賃金月額に係る階層の直近下位の」と読み替へるものとする。

第十四条第一項ただし書中「給付基礎日額」の下に「（第八條の二第二項第二号に定める額（以下この項において「最高限度額」という。）を給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、同号の規定の適用がないものとした場合における給付基礎日額）」を加え、「控除した

額」を「控除して得た額（当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあつては、最高限度額に相当する額）」に改め、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、「（その額が第二項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額）」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第二十二條の二第二項中「第十四條第一項、第三項及び第四項並びに」を「第十四條及び」に、「同条第三項中「前項」とあり、及び「次項」とあるのは「第二十一條の二第三項」と、同条第四項中「第一項において」とあるのは「第二十二條の二第三項において」と、同条第二項中「に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、（その額が前項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額）」を削り、同条第三項を削る。

第五十八條第一項中「第八條の三」を「第八條の四」に、「第八條の二第一項」を「第八條の三第一項」に改める。

第五十九條第二項及び第六十條第二項中「第八條の三」を「第八條の四」に改める。

第六十一條第一項中「第八條の三」を「第八條の四」に、「第八條の二第一項」を「第八條の三第一項」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二條第一項中「第二條の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三條第一項に規定する」を「次に掲げる」に、「同項」を「労働者災害補償保険法第三條第一項」に改め、同項に次の二号を加える。

一 第二條の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三條第一項に規定する事業

二 労働者災害補償保険法第二十九條第一項第三号の規定の適用を受ける者のうち同法第二十七條第三号又は第五号に掲げる者が行う当該事業又は当該作業に係る事業（その者が同法第二十九條第一項第三号の規定の適用を受けなくなつた後引き続き労働者を使用して行う事業を含む。）であつて、農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）に該当するもの

附則第十二條第二項中「に規定する」を「の政令で定める」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條の規定並びに次条、附則第七條、第十一條、第十二條、第十四條及び第十六條の規定 平成二年八月一日

二 第二條の規定並びに附則第三條から第五條まで、第八條から第十條まで、第十三條及び第十五條の規定 平成二年十月一日

三 第三條の規定及び附則第六條の規定 平成三年四月一日

（第一條の規定の施行に伴う経過措置）

第二條 第一條の規定の施行の日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の額並びに同日前に支給すべき事由の生じた同法の規定による障害補償一時金、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金並びに遺族補償一時金及び遺族補償年金前払一時金並びに障害一時金、障害年金差額一時金及び障害年金前払一時金並びに遺族一時金及び遺族年金前払一時金の額については、なお従前の例による。

2 第一條の規定の施行の日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給された場合における同条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十六條の六の規定

の適用については、同条第二項中「当該遺族補償年金の支給の対象とされた月の属する年度の前年度（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）」とあるのは、「算定事由発生日の属する年度（当該遺族補償年金の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第六十四條の規定その他労働省令で定める法律の規定により改定されたものである場合にあつては、当該改定後の額を遺族補償年金の額とすべき最初の月の属する年度の前年度）」とする。

3

前項の規定は、第一條の規定の施行の日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による遺族年金が支給された場合について準用する。この場合において、前項中「同条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十六條の六」とあるのは「同条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第二十二條の四第三項の規定により読み替えられた同法第十六條の六と、「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と読み替えるものとする。

（第二條の規定の施行に伴う経過措置）

第三條 第二條の規定の施行の日前に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付及び休業給付の額については、なお従前の例による。

第四條 第一條の規定による改正後の労働者災害補償保険法第八條第一項に規定する算定事由発生日が第二條の規定の施行の日前である者（以下「継続休業者」という。）であつて、同条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第十四條第二項又は第二十二條の二第三項において準用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六條第二項及び第三項の規定により休業補償給付又は休業給付の額が改定されていたものに対して引き続き第二條の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下「新労災保険法」という。）の規定による休業補償給付又は

休業給付を支給する場合における新労災保険法第八條の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「算定事由発生日の属する四半期」とあるのは「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第十四條第二項又は第二十二條の二第三項において準用する労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定による改定後の額により休業補償給付等を支給すべき最初の四半期の前々四半期（当該改定が同項の規定によりなされていた場合であつて労働省令で定めるときにあつては、労働省令で定める四半期）の平均給与額」と、「前々四半期の平均給与額」と、「前条の規定により給付基礎日額として算定した額」とあるのは「当該改定後の額の六十百分の百に相当する額」とする。

第五條 継続休業者に対し新労災保険法の規定による休業補償給付又は休業給付を支給すべき場合における新労災保険法第八條の二第二項の規定の適用については、同項中「当該休業補償給付等に係る療養を開始した日」とあるのは「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）第二条の規定の施行の日」とする。

（第三條の規定の施行に伴う経過措置）

第六條 第三條の規定の施行の際現に行われていた事業であつて、同条の規定による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十二條第一項第二号に掲げる事業に該当するものに関する労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三條の規定の適用については、同条中「その事業が開始された日」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）第三条の規定の施行の日」とする。

（船員保険法の一部改正）

第七條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第六十四條」を「第八條の二第一項第二号」に、「障害補償年金、遺族補償年金又ハ傷病補償年金ノ額ノ改定ノ措置」を「給付基礎日額ノ算定ノ方法」に改め、附則第六項中「第六十五條」を「第八條の三ニ於テ準用スル同法第八條の二第一項第二号」に、「障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金又ハ遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置」を「給付基礎日額ノ算定ノ方法」に改める。

第八條 船員保険法の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第八條の二第一項第二号」を「第八條の三第一項第二号」に改め、附則第六項中「第八條の三」を「第八條の四」に、「第八條の二第一項第二号」を「第八條の三第一項第二号」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第九條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條の二第三項中「第八條の二第二項」を「第八條の三第二項において準用する同法第八條の二第二項」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第十項中「第八條の二第二項」を「第八條の三第二項において準用する同法第八條の二第二項」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第十一條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二條第三項及び第二十條第一項中「第十六條の六第二号」を「第十六條の六第一項第二号」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

正)

第十二條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

旧船員保険法附則第五項		新船員保険法附則第六項	
第六十四條		第六十五條	
障害補償年金、遺族補償年金又ハ傷病補償年金ノ額ノ改定ノ措置		障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金又ハ遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置	
第八條の二第一項第二号		第八條の三ニ於テ準用スル同法第八條の二第一項第二号	
給付基礎日額ノ算定ノ方法		給付基礎日額ノ算定ノ方法	

第十三條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十七條第三項の表旧船員保険法附則第五項の項中「第八條の二第一項第二号」を「第八條の三第一項第二号」に、「同表旧船員保険法附則第六項の項中「第八條の三」を「第八條の四」に、「第八條の二第一項第二号」を「第八條の三第一項第二号」に改める。

附則第十六條第七項中「新労災保険法第十四條第一項」を「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)第二條の規定による改正後の労働者災害補償保険法(次項において「平成二年改正後の労災保険法」という。第十四條第一項)に改め、「その額が同条第二項において準用する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十六條第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額」を削り、同条第八項中「新労災保険法第二十二條の二第二項において準用する新労災保険法第十四條第一項」を「平成二年改正後の労災保険法第二十二條の二第二項において準用する平成二年改正後の労災保険法第十四條第一項」に改め、「その額が新労災保険法第二十二條の二第三項において準用する労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額」を削る。

うに改正する。

附則第八十七條第三項の表旧船員保険法第五十條ノ三ノ二の項の次に次のように加える。

(労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十四條 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「新労災保険法第八條の二第二項第二号」を「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)第一條の規定による改正後の労働者災害補償保険法第八條の二第二項第二号」に、「同項(新労災保険法第六十五條の二第一項(同条第二項)において準用する場合を含む。)」において読み替えて適用する場合を含む。を「同条第一項及び第二項に、「新労災保険法第八條の二第一項」を「同条第一項」に改める。

第十五條 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「第一條の規定による改正後」を「第二條の規定による改正後」に、「第八條の二第二項第二号」を「第八條の三第二項において準用する同法第八條の二第二項第二号」に、「同条第一項及び第二項」を「同法第八條の二第二項第二号」に、「同条第一項及び第二項」を「同法第八條の二第二項第二号」に改める。

条の三第一項及び同条第二項において準用する同法第八條の二第二項に、「同条第一項に「同法第八條の三第一項」に改める。

(政令への委任)

第十六條 附則第二條から六條までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の四の次に次の一条を加える。

(高年齢者等職業安定対策基本方針)

第二条の五 労働大臣は、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本となるべき方針(以下「高年齢者等職業安定対策基本方針」という。)を策定するものとする。

2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 高年齢者等の就業の動向に関する事項

二 高年齢者(六十五歳未満の者に限る。)の雇用の機会の増大の目標に関する事項

三 第二条の三の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備に關して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、高年齢者等の職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

3 労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するとともに、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

4 労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表する。

しなければならない。

5 前二項の規定は、高年齢者等職業安定対策基本方針の変更について準用する。

第三条第二項中「次章」を「前条、次章」に改める。

第四条の四の次に次の二条を加える。

(定年後の再雇用)

第四条の五 事業主は、定年（六十歳以上六十五歳未満のものに限る。）に達した者（次条において「定年到達者」という。）が当該事業主に再び雇用されることを希望するときは、その者が六十五歳に達するまでの間、その者を雇用するよう努めなければならない。ただし、職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備を行つてもなおその者の能力に応じた雇用の機会が得られない場合又は雇用を継続することが著しく困難となつた場合は、この限りでない。

(諸条件の整備に関する勧告)

第四条の六 公共職業安定所長は、定年到達者の安定した雇用の確保を図るため必要と認めるときは、当該事業主に対し、職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備の実施に関して必要な勧告をすることができる。

第五十二条中「図るため」の下に、「高年齢者等職業安定対策基本方針に従い高年齢者の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主であつて」を加え、「範囲の年齢」を「年齢以上六十五歳未満」に、「超える事業主」を「超えるもの」に改める。
第六十一条第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働省設置法の一部改正)

第三条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十九号の二の次に次の一号を加える。

三十九の三 高年齢者等職業安定対策基本方針の策定に関すること。

第五十条第五十号中「基づいて」の下に「高年齢者等職業安定対策基本方針及び中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画を定め、並びに」を加え、「命じ、並びに中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画を定める」を「命ずる」に改める。

平成二年六月七日印刷

平成二年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P